

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年1月22日認可した。

平成27年1月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）下所東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）北浦北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）橘地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）馬場南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）横瀬地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大貝地区